

栗山町条例第33号

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

前文中「信託を受けて活動し」を「信託に応える活動をし」に改める。

第3条第2項中「選良にふさわしい」を「信託に応える」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 9 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。